

平成26年及び27年の消費税率引上げに対する資金管理料金額の考え方について

平成26年4月及び27年10月の消費税率引上げに対する資金管理料金の額については、消費税率引上げ後も、下記理由により据え置くこととする。

記

1. 資金管理料金は、不特定かつ多数の者を対象とする料金であることから、消費税法第63条に基づき内税で料金を設定・表示しており、その額が認可されていること。
2. 資金管理料金は、平成17年1月から平成27年12月までの11年間収支均衡計画のもとに料金を設定しており、料金の改定にあたっては、その終了を見据えて実施する計画であること。
3. 消費税率引上げの影響について試算を行った結果、以下に示す通り、資金管理料金収支への影響は比較的軽微であること及び消費税率引上げ後の収支差額は黒字となることが確認されたこと。
4. 平成25年9月開催の第53回資金管理業務諮問委員会において、消費税率引上げを織り込んだ資金管理料金収支の見通しを示したうえで、資金管理料金については平成27年12月までは現行料金を据え置く旨の報告をしており、これに対し各委員から特段の意見がなかったことから、上記2. の「11年収支均衡計画に沿った料金見直し」という考えが了解されていると判断されること。

＜資金管理料金収支における消費税率引上げの影響＞

(単位: 百万円)

消費税率	収支見通しベース				影響額			
	H26年度 5%の場合 ①	H26年度 4月から8% ②	H27年度 10月から10% ③ (半年)	H28年度 以降10% ④ (1年)	H26年4月から 5%⇒8% ②-①	H27年10月から 8%⇒10% ③-② (半年)	H28年4月から 8%⇒10% ④-② (1年分)	合計 (H28年4月以降) 5%⇒10% ④-①
資金管理料金※1	1,870	1,870	1,870	1,870	0	0	0	0
メーカー負担金等※2	856	879	887	894	23	8	15	39
収入計 (A)	2,726	2,749	2,757	2,764	23	8	15	39
支出計 (B)	2,643	2,706	2,726	2,747	62	21	42	104
収支差額 (A)-(B)	82	44	31	18	△ 39	△ 13	△ 26	△ 65

※1 消費税の表示は引上げ前後ともに税込であり、消費税率引上げに伴う料金の引上げはないとの仮定で算出しているもの

※2 メーカー負担金等における消費税増額分が、当該費用における平成26年4月以降の増加分となる

※3 10月からの引上げのため、影響額は半年分

以上